

## 花の文化園倶楽部活動について

### 【概要】

倶楽部に入って植物好き仲間の輪を広げましょう！倶楽部活動は担当職員から一方的に学ぶのではなく、植物についてよく知っている方もそうでない方も、部員内で教えあいをしながら活動をしていきます！本活動は花の文化園が運営をいたしますが、今年度（2017年4月より）から始まる新しい活動のため、部員の皆さんと共につくりあげていきたいと思えます。

### 【名称及び所在地】

第一条 本活動は、「花の文化園倶楽部活動」と称し、事務所を〒586-0036 大阪府河内長野市高向 2292-1 に置く。

### 【目的】

第二条 本活動は以下を目的とする。

- (1) 大阪府立花の文化園の花と緑を自然の宝と考え、これを守り後世に残す。
- (2) 大阪府立花の文化園を活用して植物と親しみ、楽しみ、学び、部員相互の親睦を深める。
- (3) 植物の研究・啓発・癒しの場としての植物園の一層の発展を支援する。

### 【入退部】

第三条 本倶楽部の趣旨に賛同する個人は部員となることができる。（※別紙「倶楽部活動一覧」参考）入退部は随時受付を行う。

- (1) 部費は各倶楽部の概要に基づく。（※別紙「倶楽部活動一覧」参考）
- (2) 半年（6カ月）以上連続で活動に参加しない場合は自動的に休部とする。（※心身の都合の場合は除く。）
- (3) 個人が複数の倶楽部に入部すること

ができる。

### 【役員】

第四条 本倶楽部に次の役員を置く。役員任期は1年とする。再任は妨げない。

部長 1名 園が選出する。

リーダー 1名 園が選出する。

サブリーダー複数名 倶楽部内で選出する。

### 【活動】

第五条 本活動は基本、月1回の活動とする。

第六条 本活動の内容は別紙「倶楽部活動一覧」に記載されている通りである。

### 【負担金】

第七条 活動に必要な負担金は各倶楽部長又はリーダーが、随時募るものとする。

### 【会計】

第八条 活動に必要な費用は基本、倶楽部の収入金等でまかなう。

### 【その他】

第九条 (1) 使用する道具類は基本的に倶楽部で用意するが、ご自分でご負担いただく場合があります。

(2) 活動場所は活動前と同じ状態に戻す。活動成果は残します。

(3) 倶楽部活動時間終了後は速やかに施設からの退出をお願いします。

(4) 車でお越しの方は「くろまろの郷駐車場」に駐車。身障者用駐車場はエントランス向かいに完備しております。

(5) 倶楽部の運営を妨害したり、周囲に不快感を与える言動や行動は慎む。万が一他者に損害を与えたときは退部していただきます。

(6) 倶楽部活動中に、施設類の破損が出た

場合は、費用をご負担いただく場合があります。

(7) 活動中の営業行為・政治活動等の勧誘は園の許可無しでは行わない。(花の文化園が認めた営業活動は除く。)

(8) 活動中は職員、役員の指示に従い、規律を乱さないようにお願いします。守れない場合は退部していただきます。

(9) その他、倶楽部を運営していく上、問題のある場合は、その都度ルールを決めていきます。

以上